

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月16日
【会社名】	LINE株式会社
【英訳名】	LINE Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出澤 剛
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
【電話番号】	03-4316-2050
【事務連絡者氏名】	執行役員 奇 高杆
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿四丁目1番6号
【電話番号】	03-4316-2050
【事務連絡者氏名】	執行役員 奇 高杆
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第26回新株予約権証券) その他の者に対する割当 6,818,454,720円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 23,894,982,720円 (第27回新株予約権証券) その他の者に対する割当 54,114,720円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 189,642,720円 (第28回新株予約権証券) その他の者に対する割当 10,828,972,526円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 39,249,194,126円 (注) 1. 本募集は、2020年7月29日付の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2. 発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2020年7月28日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基礎として算出された見込額であります。 3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年7月29日に提出いたしました有価証券届出書並びに2020年7月30日、2020年8月4日、2020年8月6日、2020年8月7日、2020年10月28日、2020年11月5日、2020年11月6日及び2020年11月9日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2020年12月16日に臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）2020年3月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月14日関東財務局長に提出

事業年度 第21期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日関東財務局長に提出

事業年度 第21期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書 2020年3月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書 2020年6月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書 2020年7月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書 2020年8月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書 2020年10月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4に基づく臨時報告書 2020年11月9日関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）2020年5月13日関東財務局長に提出

訂正報告書（上記3の2020年8月4日提出の臨時報告書の訂正報告書）2020年10月28日関東財務局長に提出

（訂正後）

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）2020年3月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期（自 2020年1月1日 至 2020年3月31日）2020年5月14日関東財務局長に提出

事業年度 第21期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月7日関東財務局長に提出

事業年度 第21期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月6日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書 2020年3月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく臨時報告書 2020年6月18日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書 2020年7月30日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書 2020年8月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号に基づく臨時報告書 2020年10月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4に基づく臨時報告書 2020年11月9日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書 2020年12月16日関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）2020年5月13日関東財務局長に提出

訂正報告書（上記3の2020年8月4日提出の臨時報告書の訂正報告書）2020年10月28日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本訂正届出書提出日（2020年11月9日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正届出書提出日（2020年11月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含み、以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本訂正届出書提出日（2020年12月16日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本訂正届出書提出日（2020年12月16日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。